

団体運営費補助金調査票（表）

補助金名	福祉連合会補助金
------	----------

担当課	福祉部 障がい者福祉課	実施主体	成田市福祉連合会
科目・事業コード	会計 款 項 目 事業 一般 03 01 02 60 - 01	R06 予算額	554 千円
新規・継続の別	継続	R05 予算額	554 千円
補助・単独の別	市単	R04 決算額	369 千円
補助の種類	団体運営費	R03 決算額	461 千円
交付開始年度	昭和 58 年度	終了予定年度	令和 8 年度

事業の目的・概要	<p>成田市福祉団体連合会とは、市内に存する福祉関係団体等（障がい者本人、家族、支援者等で構成）が、親睦を図り、互いに連携をとり福祉の向上に努め、広く社会の人々の正しい理解と協力を得ることを目的とした団体である。</p> <p>本市が成田市福祉団体連合会に対する補助を通して、障がい者団体の活動を支援することにより、各団体の会員の福祉の増進を図るとともに、広く社会の人々への周知と正しい理解と協力を得ることで、福祉の向上に努めることを目的とする。</p>	補助対象事業	<p>成田市福祉連合会会則が定める目的の達成のため、第5条に定める事業に対する経費について補助を行う。</p> <p>○成田市福祉連合会会則（抄）</p> <p>（目的）</p> <p>第4条 本会は、市内に存する福祉関係団体等が、親睦を図り、互いに連携をとり福祉の向上に努め、広く社会の人々の正しい理解と協力を得ることを目的とする。</p> <p>（事業）</p> <p>第5条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。</p> <p>(1)レクリエーションの開催</p> <p>(2)各種研修会の開催</p> <p>(3)福祉向上のための啓蒙活動</p> <p>(4)その他目的を達成するための事業</p>																					
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> 成田市補助金等交付規則 成田市福祉連合会補助金交付要綱 	補助基準等																						
留意事項	感染症防止のため、令和2年度・3年度の福祉連合会レクリエーションは中止となり、そのほかの活動についても自粛していた。福祉連合会総会についても書面採決の対応としていた。	補助率	<p>定額補助 1団体あたり92,250円×6団体</p> <ul style="list-style-type: none"> 成田市肢体不自由児（者）父母の会 成田市ことばを育む親の会 成田市視覚障害者福祉協会 成田市聴覚障害者協会 精神障害者家族会「なりた会」 印旛地区自閉症協会成田部会 <p>※平成29年度より、各団体の実績報告において、92,250円以上の繰越が発生した団体は、翌年度の補助金を交付しないこととしている。</p>																					
決算内訳	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th colspan="3">令和 4 年度決算額 (単位：千円)</th> </tr> <tr> <th>収入額</th> <th>支出額</th> <th>翌年度繰越金</th> </tr> <tr> <td>609</td> <td>538</td> <td>71</td> </tr> <tr> <th>収入額の内 自主財源</th> <th>市補助金額</th> <td></td> </tr> <tr> <td>240</td> <td>369</td> <td></td> </tr> <tr> <th>自主財源比率</th> <th>繰越金/補助金</th> <td></td> </tr> <tr> <td>39.4%</td> <td>19.2%</td> <td></td> </tr> </table>	令和 4 年度決算額 (単位：千円)			収入額	支出額	翌年度繰越金	609	538	71	収入額の内 自主財源	市補助金額		240	369		自主財源比率	繰越金/補助金		39.4%	19.2%		補助額	
令和 4 年度決算額 (単位：千円)																								
収入額	支出額	翌年度繰越金																						
609	538	71																						
収入額の内 自主財源	市補助金額																							
240	369																							
自主財源比率	繰越金/補助金																							
39.4%	19.2%																							

団体運営費補助金調査票（裏）

評価項目	内 容	評 価	評 価 理 由
公益性	基本構想、実施計画、個別計画など市の施策の方向性と合致しているか	はい	障がい者も安心して暮らせる、福祉の充実したまちづくりに寄与している。
	市民の利益に寄与することができるか（「はい」の場合、選択式）	はい	ア. 地域での住民自治や社会福祉に著しい貢献が期待できる活動に該当
	市民協働を推進する目的があるか	はい	市と団体が協働することで、障がい者を持つ家族の不安払しょくにつながる。
	事業を実施できる団体は他にないか	はい	ない。
必要性	事業の目的・視点・内容が、社会経済情勢や市民ニーズに適合しているか	はい	障がい者との相互理解や交流促進は、市民ニーズに適合している。
	市が関与する必要性があるか	はい	連合会の活動は、市全体の福祉を向上するものであり、その一部を補助することは必要である。
	事業を実施しなかった場合に、大きなマイナスの影響があると認められるか	はい	当事者同士の交流や障がいに対する理解を求める啓発活動が不足する。
	類似の事業はないか	はい	他市町村においても同様の趣旨にて補助がなされている市町村がある。
適格性 (妥当性)	団体等の活動内容が、補助目的と合致しているか	はい	研修会等の実施により、会員相互の交流が図られ、障がい福祉の増進となる。
	団体を支援するに当たり、補助金の交付が適切な手段であるか	はい	事業目的から、基本的に収益性が見込まれないため、これを補完する必要がある。
	団体の会計処理や補助金の使途は適正であるか	はい	事業計画書に沿った処理がなされており、出納簿・領収書等により確認が出来る。
	団体の決算における繰越金（剰余金）が補助金の額を超えていないか	はい	補助額を超えて繰越金（剰余金）が発生する場合は、該当団体から補助金の返還を受けているため、補助額を超えることはない。
	対象経費は、規則・要綱等により規定されているか	はい	成田市福祉連合会補助金交付要綱
有効性 (費用対効果)	補助金を交付することによる効果を明確に示すことができる指標等はあるか	はい	レクリエーション事業の参加者数（R2中止、R3中止、R4：32人） 福祉団体会員数（R2：172人、R3：191人、R4：187人）
	補助金額に見合う効果があると認められるか	はい	福祉連合会を支援することで自主的活動を促し、障がい福祉の増進に寄与する。
	事業を継続するうえで、補助は必要不可欠であるか	はい	総会や研修会の実施等、団体の運営経費に充てられており、補助は必要不可欠である。
	補助期間（終期）を設定しているか	はい	令和8年度を終期としている。

最終評価	改善
評価者 所見	核家族化による影響や地縁的な繋がりや弱体化など、障がい者や障がい児を抱える家庭などの連携が少なくなってきた中、福祉連合会に所属する福祉団体において、障がい者や障がい児本人及び家族と同じ悩みを有する家庭同士の親睦は必要であり、社会福祉の増進に寄与するもので、公益性等が認められる。今後も継続して補助金を交付するが、補助金の使途を明確にするため、要綱を整理する。